

東農第1570号
令和6年12月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	市子松井 (市子松井町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

高齢化が加速し、農機具等も老朽化が進むが農機具等の価格も高騰しており、今後、地域内で規模を拡大していくことは望めない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

水稻を中心に栽培を行い、現在の農地を維持していくことを目標とし、中間管理機構を利用し、担い手に農地の集約集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※ 今後、自作をしている農家が離農する際には担い手に集約を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※ 積極的に活用を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	※ 現在の農業施設を維持していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	若手の認定農業者の台頭があれば、農地の集積集約を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	作業の効率化が期待できる部分については活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				